122
法別表第一の八十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　独立行政法人農業者年金基金法第十一条の被保険者の資格の取得の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答
二　独立行政法人農業者年金基金法による保険料の額の特例に係る申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答
三　独立行政法人農業者年金基金法による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
四　独立行政法人農業者年金基金法による給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答
五　農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（次号において「平成十三年改正前農業者年金基金法等」という。）による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
六　平成十三年改正前農業者年金基金法等による給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答

第一条中第九十三項を第百二十項とし、第九十二項を第百十九項とし、同条第九十一項第一号中「給付」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による給付の支給」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。
二　戦傷病者戦没者遺族等援護法による給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答
三　戦傷病者戦没者遺族等援護法による給付の支給を受けている者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

第一条第九十一項に次の二号を加える。
四　戦傷病者戦没者遺族等援護法による給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
五　年金証書等（障害年金裁定通知書、障害年金証書、障害年金額改定通知書、障害一時金裁定通知書、遺族年金裁定通知書、遺族年金証書、遺族年金額改定通知書、遺族給与金裁定通知書、遺族給与金証書、遺族給与金年額改定通知書、未支給年金等支給通知書又は弔慰金裁定通知書をいう。）の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第一条中第九十一項を第百十二項とし、同項の次に次の六項を加える。

113
法別表第一の七十八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第五条第一項の留守家族手当、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨の引取りに要する経費若しくは同法第二十六条の障害一時金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　留守家族の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
三　未帰還者留守家族等援護法第十二条第一項の留守家族手当の額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

114
法別表第一の七十八の三の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

115
法別表第一の七十八の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による戦傷病者手帳の交付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二　戦傷病者特別援護法第九条の援護に係る請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

116
法別表第一の七十八の五の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

117
法別表第一の七十八の六の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

118
法別表第一の七十八の七の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

第一条第九十項中「七十七の七」を「七十七の十四」に改め、同項第一号中「請求」を「申請」に改め、同項第二号中「法律第十三条第三項の一時金の請求」を「法律第七条の自立支度金若しくは同法第十三条第三項の一時金の支給の申請」に、「その請求」を「その申請」に改め、同項を同条第百十一項とし、同条第八十九項第一号及び第二号を次のように改める。
一　年金加入者若しくは年金運用指図者からの届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
二　年金加入者又は年金運用指図者からの届出に関する当該者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第一条第八十九項第六号中「給付又は」を「給付若しくは」に改め、「一時金」の下に「又は脱退一時金」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「一時金」の下に「若しくは脱退一時金」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「一時金」の下に「若しくは脱退一時金」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「給付又は」を「給付若しくは」に改め、「一時金」の下に「又は脱退一時金」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三　年金加入者若しくは年金運用指図者に関する原簿又は年金加入者若しくは年金運用指図者に関する帳簿に係る事実の確認

第一条中第八十九項を第百四項とし、同項の次に次の六項を加える。

105
法別表第一の七十七の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第六条第一項若しくは第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による受給資格者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第八条第一項の特別障害給付金の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十七条第一項若しくは第二項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答